

令和3年 第11回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和3年11月19日(金) 13時55分～15時55分
場 所	阪南市役所全員協議会室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 建 中央公民館長 伊 藤 典 明 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 篤 学校教育課長代理 花 元 英 夫 学校教育課長代理 濱 野 直 樹</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子
書 記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍 聴 者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和3年第11回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に鎌田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和3年第10回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第10回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会条例(案)について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会条例(案)について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

今回の条例制定は、阪南市立学校のあり方検討委員会を設置するための措置である。令和3年第4回定例会(12月議会)で提案し、施行期日は公布の日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

条例案第2条の所掌事務にもあるように、学校のあり方だけでなく、市立学校のこれからの教育について協議し、中長期的な学校教育をどう構築するのかを検討する委員会である。この委員会では、今後の教育をどうしたいか、教育委員会が主体性を持って述べていかなければならない。その前の諸準備は漏れのないよう、やっていただきたい。第1回の開催はいつ頃を予定しているのか。

(教育総務課長)

第1回検討委員会開催は、令和4年3月を予定している。

(教育長)

大きな事務となるが、よろしく願います。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆協議事項第2号「阪南市留守家庭児童会条例の一部改正（案）について」（生涯学習推進室）

(教育長)

議決事項第2号「阪南市留守家庭児童会条例の一部改正（案）について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

今回の条例改正は、受益者負担の適正化及び支援員等の処遇改善に必要な原資を確保するための措置である。令和3年第4回定例会（12月議会）で提案し、施行期日は令和4年4月1日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(八田委員)

今回と次回の見直しによって月額保育料を1,781円増額するとのことだが、支援員等の処遇改善はいつからか。

(生涯学習推進室長)

支援員等の処遇改善については、今回の保育料の値上げによる効果額を見定め、たうえで指定管理者に実施してもらうことになるため、現在は指定管理者とその実施方法について協議しているところである。指定管理者は保育の質の向上を図るため、支援員の核となる人材を確保できるよう、月給制の導入を検討しているが、配偶者の扶養の範囲内で働けるよう年収のアップを望まない支援員等も少なくないことから、引き続き検討することとしている。

(教育長)

子どもたちは朝から登校し、放課後留守家庭児童会に行く頃には疲れて機嫌が悪いうえ、他学年と交わったり、スペースが狭かったりして、ケンカなど校内と同様のトラブルも多い。そんな中で安全安心な保育を提供する方たちのご苦勞に心から感謝するとともに、支援員等の確保が困難であることを、大きな問題として受け止めている。利用する家庭の負担が大きくなることは心苦しいが、事業継続のため、原資を確保すべく保育料の増額をお願いするものである。

意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

留守家庭児童会は、小学校の教室で実施する場合と専用施設で実施する場合があるが、どちらの場合も施設や備品が老朽化してきている。安全・安心な保育環境の確保に努めていただきたい。

(生涯学習推進室長)

昨年度と今年度、新型コロナウイルス感染症に対応するための国と大阪府の交付金を活用し、備品等の充実に努めた。今後も、引き続き指定管理者と協力して、安全な保育環境の確保に努めることとする。

(教育長)

入会率が年々上昇する中、協議事項第1号で設置を進めている市立学校のあり方検討委員会では、留守家庭児童会のあり方についても協議することになると思う。今後も入会率の上昇は続くと考えているか。

(生涯学習推進室長)

資料6頁にもあるように、本市の保育所と認定こども園で2号・3号と認定された子どもの留守家庭児童会入会率は45.9%となっている。総児童数が減少傾向にあるため入会児童数の増減を推測するのは難しいが、入会率の上昇は想定しておく必要性を感じている。

(教育長)

他に、意見・質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第2号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆協議事項第3号「阪南市立図書館条例の一部改正（案）について」（図書館）

(教育長)

議決事項第3号「阪南市立図書館条例の一部改正（案）について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

今回の条例改正は、阪南市立図書館の管理を指定管理者に行わせることができるものとするための措置である。令和3年第4回定例会(12月議会)で提案し、施行期日は公布の日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

指定管理者が運営することとなっても、教育委員会の指示は守ってもらわねばならない。指定管理者の運営状況は逐一報告されるべきものと考えているが、そのような機会はあるのか。

(図書館長)

図書館の運営を指定管理者に委ねた場合、月に一度指定管理者と市の担当者が連絡会議を持ち、活動状況について報告を受けるのみならず、課題等についても聴き取ることとしている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第3号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市いじめ防止対策委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市いじめ防止対策委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(花元学校教育課長代理)

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による阪南市教育委員会の附属機関として設置する「阪南市いじめ防止対策委員会」の委員を、2年間の任期満了に伴い、新たに委嘱する。任期は令和3年10月21日から令和5年10月20日である。なお、臨床心理士については大阪府臨床心理士会に候補者の推薦を依頼しているところであり、候補者が決まれば次回の本会議で委嘱の議決をお願いする予定である。

(教育長)

委員を委嘱すれば、阪南市いじめ問題対策連絡協議会や阪南市いじめ防止対策委員会は必ず開催することとなっているのか。

(花元学校教育課長代理)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会は1学期に1度、年に3回開催するが、阪南市いじめ防止対策委員会の開催方法は2種類ある。まずは、事案が生起し、調査が必要となった場合で、開催回数に決まりはなく、調査が始まって終わるまで回数を重ねることとなる。もう一つは調査が無かった場合で、法で常設すべきものと規定されているため、年2回開催することになる。ただ、これまでは前者のパターンでのみ開催してきた。

(教育長)

今後は事案が生起しなければ、年2回の定期開催となるということか。委員報酬改定についてはどうなっているか。

(花元学校課長代理)

調査すべき事案がなければ年2回の定期開催となる。本協議会の委員報酬は別途条例で定めており、現在、調査の場合の計上方法等について他市町の状況を調

査しているところであり、できるだけ早く改定したいと考える。

(教育長)

予算はどのように計上するのか。

(花元学校教育課長代理)

当初予算としては定例の2回の協議会を開催した場合の額を計上し、案件が生起して調査が始まった時点で所要額を補正予算として計上していく予定である。

(教育長)

これまで調査していただく際にも安価な報酬額でお願いせざるを得なかったのだが、それが改定されるということか。

(花元学校教育課長代理)

改定しなければ委員候補を紹介してもらえないため、その方向で進めている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年10月1日から10月29日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱ主催「東鳥取小DE子ども市」である。令和3年11月21日、子どもから大人まで全ての人を対象に、阪南市立東鳥取小学校の校庭と体育館で、子どもたちが自らの頭と体を使って工夫し、思いきり遊ぶことを目的に、手作り工作と、子どもが考えて店を開く子ども市が実施される。

2件目は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会主催「文化芸術による次世代育成プログラム 学校アートプログラム」である。関西・大阪の文化芸術の活性化を目的として令和3年度中に4つの小学校にアーティストを派遣し、ワークショップを実施するもので、本市では阪南市立下荘小学校が選定され、令和3年12月21日から23日にかけて、6年生を対象に体験授業が実施される。

3件目は、音楽玉手箱マトリョーシカ主催「第6回0才から親子で楽しむピアノ連弾コンサート」である。令和3年11月14日、阪南市立地域交流館で0才から小学生までの子どもたちとその家族を対象に、ピアノ演奏と絵本の読み聞かせのコンサートが開催された。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市教育委員会点検・評価報告書について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市教育委員会点検・評価報告書について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、報告する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

順次回答願う。①評価委員会において、委員からはどのような意見が出たのか。②令和2年度から学校情報化推進事業が飛躍的に進んでいるが、現在の状況は。③英語教育指導助手活用事業におけるJET-AALTの現在の状況は。すでに授業に入っているのか。④学校給食センター建替え事業の進捗状況は。⑤指定管理者による公民館の運営が始まって半年以上経過したが、その状況は。⑥社会体育施設管理運営事業の令和3年度予算額が、令和2年度決算額を少し上回っているのはなぜか。⑦教育委員会として、各施設を適切に維持管理していくことが重要だと考える。学校では感染症拡大の影響で例年実施しているPTAとの協働作業ができてない等の理由があると推察するが、学校周辺の草刈りができていなかったり、敷地内の植栽が生長しすぎて近くの高圧線に掛かりそうな箇所があったりして、子どもたちに危険はないか、地域に迷惑がかからないかと懸念している。早急に対処するとともに、他の施設についても点検してほしい。

(教育総務課長)

①について、評価委員会では、まず事務局が報告書全体の説明を行い、その後、各委員が一人ひとり、質疑や意見を述べるスタイルをとっている。添付した第1回・第2回の概要をまとめた資料に主要な質疑・意見等を記載しているので、ご覧いただきたい。⑦について、コロナ禍でも植栽の伐採など必要な維持管理業務は業者に委託するなどして継続しているほか、地域からの要請があれば課員による作業や業者委託により対応している。また、通学路など学校の敷地外では権利

の関係で当課では実施できないため、道路管理者に草刈り等を依頼している。教育長職務代理者からご指摘のあった箇所については、道路管理者から関係機関に処理を依頼しているものと思われる。なお、場所によっては道路管理者や関係機関でも対応できないため、そういった箇所については、引き続き学校と連携して現状把握に努め、必要に応じて対応していく。

(学校給食センター所長)

④について、本市の学校給食センターは昭和59年に建設された施設で老朽化が進行しているほか、ドライ方式ではなくウエット方式であることや、食材別の検収室や冷蔵庫が設置されていないことなど、現在の衛生基準に十分対応できていないという現状である。施設の改修・建替えについては、建物として耐震性能を有していることから当センターを継続して使用する施設として位置づけ、中学校給食の課題も踏まえ、改修についての検討を進めている。なお、センター敷地内にあって高圧線に掛かりそうな高木はすでに伐採しており、通学路に面した法面の雑草については、児童の登下校に支障をきたさないよう、適正管理に努める。

(中央公民館長)

⑤について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休館等もあったが、指定管理者が日程を変更するなど工夫して講座等を開催するとともに、レコード鑑賞会・阪南の〇〇を知ろう・子ども将棋体験講座など、新たな講座等を実施して運営している。また、施設管理の面では、尾崎公民館は外壁の補修、東鳥取公民館は講堂・大会議室・3階和室の空調の更新、西鳥取公民館は浄化槽の漏水修繕等を予定している。

(濱野学校教育課長代理)

②について、各校においては、授業における学習用タブレット端末の効果的な活用方法について工夫をしながら実践を進めているところである。タブレット端末を活用した授業で、身につけさせたい力についてビジョンとミッションを示し活用を進めている学校や、専門的な内容を扱うことのできるアプリを使用し、授業実践を行っている学校もある。各校のタブレット端末を活用した授業実践の状況についてはビデオ会議アプリGoogle Meetを利用して情報共有を行うという交流会を開催している。以上のように、各校では工夫や実践を重ねることにより、子どもも教員もタブレット端末を利用してできることが増えてきている状況である。今後も、各校で実践した好事例を共有することでタブレット端末の効果的な活用がさらに進められるよう、取り組んでいきたいと考える。

(花元学校教育課長代理)

③について、今年度は計8人のJET青年の来日を予定しており、そのうち5名は既に学校現場に入っている。さらに2名が新型コロナウイルス感染症対策の水際対策としての2週間の待機期間中、1名が12月5日の来日予定となっている。配置は、小学校は2校に1人、中学校は1校に1人としており、現在は、尾崎小学校、西鳥取小学校、下荘小学校、舞小学校、上荘小学校、桃の木台小学校、鳥取中学校、飯の峯中学校に配置済みである。2週間の東京での待機期間中にZ

OOMアプリを利用してオリエンテーションを行い、その後来阪後の1週間の生活の立ち上げと研修の期間に深く関わることで、JET青年たちの人となりを知ることができ、また彼らに広い視野で阪南市のことを知ってもらう機会となっている。学校へJET青年を連れて行って紹介した際には、子どもたちが近くまで来て「Hello!」、「Nice to meet you.」と挨拶している場面を見ることができた。また、休憩時間に積極的に話かける子どもがいるということや、掃除の時間にトイレットペーパーを配布するという役割をJET青年に与え、子どもたちが英語でやり取りをしてトイレットペーパーをもらうという活動をしているという報告を学校から受けている。子どもたちがわくわくしながら楽しく英語を学んでいける環境を、これからも整えていきたいと考える。

(生涯学習推進室長)

⑥について、令和2年度決算額に対して令和3年度当初予算額が2,481千円増額した最大の要因は、市営プールの維持管理経費である。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市営プールの開設を全て休止したのに対し、令和3年度当初予算では6つの市営プールのうち4つの開設を予定していたことから増額になったものである。ただ、令和3年度も市営プールの開設を全て休止したため、決算額については令和2年度と同程度になると見込んでいる。なお、生涯学習施設の草刈りについては、指定管理者によって実施しているほか、シルバー人材センターに委託したり、当室の職員で定期的に行ったりして安全安心な利用に供している。

(教育長職務代理者)

②について、先日中学校で初任者訪問があり、こちらの意向でタブレット端末を活用した授業を参観したのだが、生徒が一斉にアクセスする段になって画面がフリーズしてしまうということがあった。より良い通信環境を整えられたい。③について、JET-ALTをフルに活用し、子どもたちが楽しんで英語に親しむことができるように願っている。⑦について、特に早急に対処してほしいのが、一つは、幹線道路沿いの法面上部から学校の敷地内の木の枝などが大きくせり出して高圧電線に掛かりそうになっている箇所。目立つし、地域の方も危険がないか心配していると思う。二つ目は、学校給食センターの、やはり法面上部の雑草が茂っている箇所で、花粉などが飛ぶおそれがあり、衛生第一の施設であるだけに好ましくない。

(八田委員)

いじめ問題対策事業で、外部評価にも記載があるように、令和2年度決算額が予算額をかなり上回ったのはなぜか。また、学校給食センター建替え事業について、令和2年度の報告書では「センターの建替え又は大規模改修が急務である」としていたのに対し、今回の報告書では「改修について、検討を進める」となっており、少し進展したことを嬉しく思うが、異常気象が続く中、人命に関わる可能性もあるので、夏の酷暑・冬の寒さ対策としての空調設備の整備は早急に進めたい。

(花元学校教育課長代理)

議決事項第1号でも説明したとおり、当初予算では定例の2回分のみ計上していたが、調査案件が生じたことから、補正して執行したものである。

(学校給食センター所長)

学校給食センターの建替えだが、建物が工場扱いとなるため準工業用地でなければならないが、本市所有の未利用地には該当がないため、移転することができない。一方、現在の場所での建替えとなると、学校給食の提供を長期間停止せざるを得ないため、適切とは言えない。そこで、現行のセンターの建物が耐震基準を満たしており、阪南市行財政構造改革プラン改訂版において継続して使用する施設と位置づけられていることから、改修する方向で検討しているものである。改修に際して空調設備を整備することは、ドライ方式にすること同様、重要項目であると認識している。

(鎌田委員)

教育支援相談員配置事業について、支援員が一人で頑張っているとのこと。後任の育成についてはどうなっているのか。また、適応指導教室実施事業について、旧東鳥取小学校体育館を利用しているがプレイルームの広さに限りがあるなどの課題があるうえ、市内で1カ所しかないため、各校に設置したり、もっと通いやすいところに移転したりできないか。

(花元学校教育課長代理)

本市の教育支援相談員は、特別支援教育士の資格をお持ちで、以前は市内小学校の通級教室を運営されていた方である。教育支援相談員は、教育支援委員会が開催される前から幼稚園や保育所を巡回して特別支援学級に在籍すべきかどうかを特別支援教育士の視点で判断し、個に応じた支援を計画したり、学校に対して様々な支援方法を提案したりしている。後任については、同じ資格を持つ教員が何人かいるので、将来的な任用は視野に入れているものの、一人分の予算しか措置されていないというのが現状である。現在は、教育支援相談員が各校を巡回する際に特別支援教育士としての考え方を学校の教員と共有し、教員のスキルアップを図っているところである。

適応指導教室については、令和4年度に移転することを計画している。内容は未確定のため詳細な説明は控えるが、課題の解消に向け、改善を図っているところである。なお、昨年度以降市、内のいくつかの学校に校内適応指導教室を常設して通常の学級に通いづらい不登校の子どもが一步を踏み出す場としており、利用者は徐々に増えつつある。

(教育長)

今年度も評価委員の皆様には熱心に取り組んでいただいたことに感謝する。

本市の点検・評価報告書は定性評価であるため、評価委員からいただく評価は「お願いする」「してほしい」というものが多い。事業の担当者は外部評価欄を読み直して委員の思いや願いをしっかりと受け止め、次のステップに生かしてほしい。また、評価委員会当日にいただく意見も大変貴重なものだが、現在

は概要をまとめた資料に抜粋したものが簡潔に記されているにすぎない。次年度以降はもっと詳細に漏れなく記載されたい。そうすればさらに充実した委員会となるだろう。さらに、施設の中で公民館だけが運営と管理が別事業として挙げているが、一本化してもよいのではないか。

(中央公民館長)

来年度は指定管理者制度導入後の事業を初めて点検・評価していただくことになるので、良い機会と捉え、シートの構成を再考する。

(教育長職務代理人)

最後に、各施設で事故が起こらないよう、少しでも危険性があれば取り除くよう、努めていただきたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和3年度第2回図書館協議会会議録について」(図書館)

(教育長)

報告事項第3号「令和3年度第2回図書館協議会会議録について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和3年10月21日に開催された令和3年度第2回阪南市立図書館協議会について、報告する。

案件は、(1)令和3年度事業について、(2)図書館の指定管理について、(3)その他、であった。

今回の協議会では、10月に開催した指定管理に関する市民説明会についての報告も行った。いただいたご意見は今後の仕様書作成等に生かしていきたいと考えている。

詳細については、資料のとおりである。

(教育長)

いつもながら濃い議論をしていただいている。会議録を読んで、仕様書のことなど、議論が指定管理者制度導入をどう進めるのかという具体的な検討に進んできたと感じた。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<学校教育課>

1 1月20日 幼稚園フェスティバル

<生涯学習推進室>

1 1月13日～ わくわく教室 [再開]

1 1月20日～ はんなんまち案内ボランティア講座① (全6回)

<公民館>

1 2月 4日 [中央公民館] 縁むすびの居場所づくり (連続講座 全3回)

1 2月 5日 [東鳥取公民館] わが町の文化財を知ろう

<図書館>

1 1月23日 書庫開放デー

1 2月 7日 絵の本ひろば体験講座

※いずれも11月19日現在の実績・予定

(教育長)

興味深い講座が増えたと感じる。教育委員にもできるだけ資料を提供してほしい。「はんなんまち案内ボランティア講座」は教育委員会だけで実施するのか。

(生涯学習推進室長)

当室と阪南市市民活動センター夢プラザとの共催事業である。第1回目はガイダンスで、6名の方にご参加いただく予定である。第2回目は山中溪周辺、第3回目は西鳥取周辺のフィールドワークで、講師と共にまちを歩きながら歴史や文化財、景観、伝統について学び、それを今後のボランティア活動に活かしてもらうという趣旨である。

(教育長)

他に、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他 (教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(八田委員)

去る11月1日、尼崎市で実施された令和3年度近畿市町村教育委員会研修大会に参加したので報告する。

第1部は東北大学大学院の川島隆太教授による「脳科学の知見を活かした教育」という基調講演、第2部は18年間にわたって川島教授と共に「夢と希望の教育」を実践してきた小野市教育委員会の発表だった。

以下、講演内容をかいつまんでお伝えする。脳、特に前頭前野は0歳から5歳までと、10歳から20歳までの間に急速に発達するが、それ以降の発達はない。前頭前野は学力だけでなく、我慢する力、人とコミュニケーションをとる力、集中する力などを司っている部位である。そのため、この期間にいかにか教育するかが重要となる。また、スマホを使う時間とテストの点数の関係について研究した結果、家で1時間勉強するがスマホも3時間する子どもは、家で勉強もスマホもしない子よりも点数が低くなることがわかった。つまり、スマホを3時間以上すると勉強しても成果が出ないということが脳科学で判明した。さらに、スマホやLINEの使用が1日1時間未満であれば学力に影響しないが、1時間以上であれば使用時間と学力が反比例する。ところがLINEに限っては、1時間未満でも学力の低下が見られる。LINEはスマホのアプリの中でも脳に最も悪影響を及ぼすのだが、これは子どもだけでなく大人についても言えるようだ。加えて、睡眠時間が不足するとミトコンドリアが働かず、どれだけ勉強しても平均点には届かないため、スマホの使用を1時間未満にすることと、十分な睡眠を取ることが重要である。

以上はスマホについての研究だが、私が一番驚いたのは、テレビ・ゲーム・タブレット・パソコンの全てにおいて同様のことが言える、という点だ。教授の言葉に、会場の参加者からは「やっと配り終えたところなのに」というどよめきが起こっていた。それらの使用は1日1時間未満に抑え、学校ではタブレットの使用はピンポイントとし、連続15分以上使用しないことが重要だと教授はおっしゃっていた。まだ学校でのタブレットの使用は始まったばかりなので、使い方を工夫して脳の発育を止めない使い方をお願いしたい。

また、小野市ではマイナス1歳からの教育というのを実践していて、母子手帳をもらいに来た妊婦に対し、テレビやスマホに子守をさせないでと啓発しているようだ。保護者に対する周知も重要であると感じた。

(教育長)

ソフトウェア開発の世界的大企業の創業者が、我が子が10歳になるまでスマホを与えなかったという逸話が、ICT機器の怖さを物語っている。タブレットが導入されても、これまでやってきた教育を疎かにしてタブレットに取って代わらせるのではない、という思いを私は強く持っている。文部科学省も、個別最適な学習の必要性を認識する一方で、体験活動や協働的な学びを重視し、個に閉じる教育にならないようにと指導している。教員もそれを意識し、タブレットはツールに過ぎないのだから、一つの道具として適切に使うことが重要である。

他に、何かないか。

(鎌田委員)

少し前に、来年4月に開園する認定こども園に子どもを通わせる予定の保護者から、建設中の新園がまだ建物の形になっておらず、開園に間に合うか不安だという声を聞いた。工事の進捗状況はどうなっているのか。また、完成予定時期と内覧会の有無について、お聞かせ願う。

(教育総務課長)

10月中旬に、新園整備にかかる補助金の中間検査のため、工事現場を視察した。その時には既に建物の骨組みが出来上がっており、工事責任者の説明によると、それ以降の進みは早いとのことだった。工程の遅れもないので、予定どおり来年2月頃には完成の見込みである。その後、法人が保護者等に自由に見学してもらう機会を設けるとのことである。

(教育長)

次回の令和3年第12回定例教育委員会は、令和3年12月17日金曜日午後3時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第11回定例教育委員会を閉会する。

以上